



平成 28 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社 田 谷
代表者名 代表取締役社長 田谷 和正
(コード番号 4679 東証第一部)
問合せ先 経営企画部長 中村 隆昌
(TEL. 03 - 5772 - 8411)

(訂正)「平成 28 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕(非連結)」の一部訂正について

平成 28 年 4 月 27 日に発表いたしました「平成 28 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕(非連結)」の記載内容について、一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、数値データについては、訂正はありません。

記

1. 訂正の理由

「平成 28 年 3 月期決算短信〔日本基準〕(非連結)」の提出後に、記載内容の一部に誤りがあることが判明しましたので、これを訂正いたします。

2. 訂正の内容

訂正箇所につきましては、訂正前と訂正後を記載のうえ、下線を付して表示しております。

(25 ページ)

5. 財務諸表

(5) 財務諸表に関する注記事項
(税効果会計関係)

【訂正前】

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成 28 年法律第 13 号)が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 33.1%から平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度及び平成 29 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については 30.9%に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額は 526 千円減少し、法人税等調整額が同額減少しております。

【訂正後】

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成 28 年法律第 13 号)が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 32.3%から平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度及び平成 29 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については 30.9%に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額は 526 千円減少し、法人税等調整額が同額減少しております。

以 上